

黒部宇奈月温泉駅周辺施設指定管理者募集要項

黒部市が設置している黒部宇奈月温泉駅周辺施設（以下「駅周辺施設」という。）のサービス向上と効率的な運営を図るため、「黒部市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年黒部市条例第 48 号）」（以下「指定管理条例」という。）に基づき、次により指定管理候補者の選定のための募集を行います。

※駅周辺施設

- A 黒部市地域観光ギャラリー
- B 黒部市ふれあいプラザ
- C 黒部市黒部宇奈月温泉駅西連絡通路
- D 黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場（黒部宇奈月温泉駅東口広場、黒部宇奈月温泉駅南口広場、地鉄新黒部駅広場、地鉄新黒部駅広場待合所）
- E 黒部市新黒部駅前自転車駐車場
- F 黒部市黒部宇奈月温泉駅東公園及び黒部宇奈月温泉駅西公園

I 施設概要に関する事項

1 施設の概要

A 黒部市地域観光ギャラリー

- (1) 名称 黒部市地域観光ギャラリー（以下「地域観光ギャラリー」という。）
- (2) 所在地 黒部市若栗 3212 番地 1
- (3) 設置目的 北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅利用者（以下「駅利用者」という。）の利便性の向上並びに黒部市及び新川地域の観光振興及び地域活性化を図る。
- (4) 規模
- | | |
|--------|---------------------------|
| ① 敷地面積 | 1,250.04 m ² |
| ② 構造 | 鉄骨造 2階建て |
| ③ 延床面積 | 1 F 528.45 m ² |
| | 2 F 454.27 m ² |
| | 合計 987.72 m ² |
- (5) 主な施設内容
- ・物販スペース（80 m²程度）
 - ・待合スペース
 - ・観光案内カウンター
 - ・2 F 展示空間（2 F 及び半地下の展示物の管理は市が行います。）
- (6) 備品 別表 2 のとおり
- (7) 現在の管理運営体制
（一社）黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

((一社) 黒部・宇奈月温泉観光局に管理運営委託)

(8) 利用状況等

施設の利用者数

(単位：人)

区分	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(計画)
来館者数	154,495	218,088	200,000
観光案内者数	15,636	19,768	20,000

※ 詳細は別表3 (施設の利用者数) のとおり

B 黒部市ふれあいプラザ

(1) 名称 黒部市ふれあいプラザ (以下「プラザ」という。)

(2) 所在地 黒部市若栗 3210 番地 1

(3) 設置目的 駅利用者の利便性を高めるとともに、駅利用者と市民及び新川地域住民との交流を促進し、賑わいを創出することを目的とする。

(4) 規模 ① 敷地面積 1,361.24 m²
② 構造 鉄骨造 1階建て
③ 延床面積 494.81 m²

(5) 主な施設内容 ・ イベントスペース
・ 待合室
・ 公衆用トイレ
・ 喫煙所
・ 倉庫など
(サインージシステム管理は市が行いますが、不具合を発見した場合は、速やかに市へ連絡するものとします。)

(6) 備品 別表2 のとおり

(7) 現在の管理運営体制

(一社) 黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

(8) 利用状況等

施設の利用者数

(単位：人)

区分	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(計画)
イベントスペース	500	1,500	1,000

※ 詳細は別表3 (施設の利用者数) のとおり

C 黒部市黒部宇奈月温泉駅西連絡通路

(1) 名称 黒部市黒部宇奈月温泉駅西連絡通路 (以下「連絡通路」という。)

- (2)所在地 黒部市若栗字中村割 5073 番地 8
- (3)設置目的 駅利用者及び歩行者の安全で快適な通行を図る。
- (4)規模 ① 敷地面積 785.89 m²
 ② 構造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 1階建て
 ③ 延床面積 245.79 m²
- (5)主な施設内容 ・歩行者通路
 ・公衆用トイレ
 ・休憩所
 ・広告掲示板など
- (6)備品 別表2のとおり
- (7)現在の管理運営体制
 (一社)黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

(8)利用状況等

施設の利用者数 (単位：件)

区分	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(計画)
広告掲示板	8	8	8

※ 詳細は別表3(施設の利用者数)のとおり

D 黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場(黒部宇奈月温泉駅東口広場、黒部宇奈月温泉駅南口広場、地鉄新黒部駅広場、地鉄新黒部駅広場待合所)

- (1)名称 黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場(以下「交通広場」という。)
- (2)所在地 黒部市若栗 3225 番地 1 他
- (3)設置目的 北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅及び富山地方鉄道新黒部駅の利用者の利便性及び安全性を確保するとともに、交通の円滑化を図る。
- (4)規模 ・黒部市黒部宇奈月温泉駅東口広場(黒部市若栗 3225 番地 1)
 ①敷地面積 10,000 m²
 ・黒部市黒部宇奈月温泉駅南口広場(黒部市若栗 3205 番地 1)
 ①敷地面積 1,000 m²
 ・黒部市地鉄新黒部駅広場(黒部市若栗 2811 番地)
 ①敷地面積 4,300 m²
 ・黒部市地鉄新黒部駅広場待合所(黒部市若栗 2812 番地 1)
 ①敷地面積 128.64 m²
 ②構造 鉄骨造 1階建て
 ③延床面積 58.3 m²
- (5)主な施設内容 ・黒部市黒部宇奈月温泉駅東口広場
 バス乗降場
 タクシー待機場
 タクシー乗降場

- 上記に掲げる以外の施設
 - ・黒部市黒部宇奈月温泉駅南口広場
送迎用車両待機場
 - 上記に掲げる以外の施設
 - ・黒部市地鉄新黒部駅広場
バス乗降場
送迎用車両待機場
 - 上記に掲げる以外の施設
 - ・黒部市地鉄新黒部駅広場待合所
待合室
公衆用トイレなど
富山地方鉄道株式会社で設置したものの管理は、同社が行います。
サイネージシステム管理は市が行いますが、不具合を発見した場合は、速やかに市へ連絡するものとします。
 - ・バス乗降場、タクシー乗降場及びタクシー待機場の利用の許可は、市が行います。

(6)現在の管理運営体制

(一社) 黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

E 黒部市新黒部駅前自転車駐車場

(1)名称 黒部市新黒部駅前自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）

(2)所在地 黒部市若栗 2811 番地

(3)設置目的 富山地方鉄道新黒部駅利用者の利便性の確保を図る。

(4)規模 ① 敷地面積 61.59 m²
② 構造 鉄骨造 1階建て

(5)主な施設内容 ・自転車駐車場

(6)現在の管理運営体制

(一社) 黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

F 黒部市黒部宇奈月温泉駅東公園及び黒部宇奈月温泉駅西公園

(1)名称 黒部市黒部宇奈月温泉駅東公園（以下「駅東公園」という。）及び黒部宇奈月温泉駅西公園（以下「駅西公園」という。）

(2)所在地 黒部市若栗地内及び荻生地内

(3)設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(4)規模 ① 敷地面積 7,630 m²（駅東公園）

3,840 m² (駅西公園)

- (5) 主な施設内容
- ・芝生広場など
 - ・ベンチ (駅東公園)
 - ・せせらぎ水路 (駅西公園)

(6) 現在の管理運営体制

(一社) 黒部・宇奈月温泉観光局による指定管理

Ⅱ 募集に関する事項

1 申請資格

(1) 指定管理候補者に求める資格・免許等

- ① 法人等の団体であること。(法人格の有無は問いません)
- ② 消防法（昭和 22 年法律第 226 号）第 8 条の規定により、防火管理者を置くこと。

(2) 指定管理候補者に求める要件

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当又はその事実があった後 2 年を経過しないものでないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定により更生又は再生手続を行っていないこと。
- ④ 次の（ア）から（オ）までに該当しないこと。
 - （ア）暴力団（黒部市暴力団排除条例（平成 24 年黒部市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）。
 - （イ）法人等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は法人等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（黒部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号。以下「暴力団員等」という。）。
 - （ウ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等を利用した場合
 - （エ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - （オ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等との密接な交際関係または社会的に非難される関係を有している場合
- ⑤ 理事その他の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 申請年度及び申請の前年度において黒部市税に滞納がないこと。
 - ・ 上記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合はその指定期間の満了時まで、継続して満たす必要があります。
 - ・ 上記の要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容

A 黒部市地域観光ギャラリー

- (1) 地域観光ギャラリーの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 観光案内所の運営管理に関する業務
- (3) 物販スペースにおける物販等の駅利用者の利便性向上に関する業務
- (4) 地域観光ギャラリー条例第6条及び第7条に規定する利用の許可及び利用の制限に関する業務
- (5) 同条例第10条に規定する利用の許可の取消し等に関する業務
- (6) 同条例第13条に規定する入館の制限に関する業務
- (7) 同条例第20条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域観光ギャラリーの管理に関し市長が必要と認める業務

B 黒部市ふれあいプラザ

- (1) プラザの施設等の維持管理に関する業務
- (2) プラザ条例第7条、第8条及び第11条に規定する利用の制限、承認及び利用の承認の取消しに関する業務
- (3) 同条例第19条に規定する利用料金等の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プラザの管理に関し市長が必要と認める業務

C 黒部市黒部宇奈月温泉駅西連絡通路

- (1) 連絡通路の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 連絡通路条例第5条及び第7条に規定する広告掲示板の利用の許可及び利用の許可の取消しに関する業務
- (3) 同条例第14条に規定する利用料金等の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連絡通路の管理に関し市長が必要と認める業務

D 黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場

- (1) 交通広場の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、交通広場の管理に関し市長が必要と認める業務

E 新黒部駅前自転車駐車場

- (1) 自転車駐車場の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

F 黒部市黒部宇奈月温泉駅東公園及び黒部宇奈月温泉駅西公園

- (1) 駅東公園及び駅西公園の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理に関し市長が必要と認める業務

※黒部市地域観光ギャラリー2階展示スペース及び半地下スペースの展示物等の設置、管理、保守業務については、黒部市教育委員会生涯学習文化課が引き続き行います。

※上記の指定管理者が行う業務の一部を委託することを可能とします。

※業務内容の詳細については、募集要項に添付の各施設の「指定管理業務仕様書」

をご覧ください。

※指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提出のあった内容に基づき市と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

3 管理の基準

(1) 休館日

なし

ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館することができるものとします。

(2) 開館時間

A 黒部市地域観光ギャラリー 午前9時～午後7時

ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができるものとします。

B 黒部市ふれあいプラザ

イベントスペース 午前0時～午後12時（行為の利用、専用利用の承認を受けて利用するときは午前9時～午後7時まで）

待合室 午前6時～午後11時30分（自動開閉施錠）

ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができるものとします。

D 黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場

地鉄新黒部駅広場待合所 午前5時～午後12時（自動開閉施錠）

ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができるものとします。

(3) 管理の基準に関する提案について

施設を最大限に活用するという観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。ただし、この場合において、5(1)で定める指定管理料の増額は行いません。

(4) 法令等の遵守

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・指定管理者は、黒部市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じていただきます。
- ・指定管理者は、黒部市情報公開条例に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めていただきます。
- ・指定管理者は、黒部市行政手続条例については、行政庁と同等の規定の適用を受けることになります。
- ・指定管理条例第12条の規定により指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。
- ・指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

5 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

駅周辺施設の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、地域観光ギャラリー、プラザ及び連絡通路広告掲示板の利用料金収入によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準額を参考に提案を求めます。

指定管理料の基準額

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
管理に要する経費(A)	48,572	48,572	48,572	48,572	48,572	242,860
利用料金等収入見込額	6,997	6,997	6,997	6,997	6,997	34,985
基準額(A-B)	41,575	41,575	41,575	41,575	41,575	207,875

※「管理に要する経費(A)」は、修繕料2,066千円を含む。

※管理に要する経費は、消費税率10%で積算。

※消費税率増に伴う利用料金の増額改定があった場合は、別途市と協議する。

※管理運営費については、指定管理者制度の趣旨でもある経費の節減を考慮のうえ積算してください。

※積算にあたっては、管理運営費実績(別表1)、施設従事者の想定(別表4)等を参考にしてください。

※市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書に提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

※令和5年市議会12月定例会において、債務負担行為を行い、指定期間中の指定管理料を確保する予定です。

(2) 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、次のとおり4回に分割して支払います。

最後の支払いは、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後
に支払います。

第1回支払	毎年度 4月末日	指定管理料の25%に相当する額
第2回支払	毎年度 7月末日	指定管理料の25%に相当する額
第3回支払	毎年度10月末日	指定管理料の25%に相当する額
第4回支払 (出納整理期間)	当該年度の事業報告書の 内容確認後	指定管理料の残額

・上記の支払方法について、指定管理者が変更を希望する場合は、双方協議して協定に定めることとします。

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、修繕料を除き、原則として精算による返納は求めません。

また、利用料金収入の減少や管理経費の増加により不足額が生じた場合、補てん

は行いません。

なお、指定管理者と市で設定した歳入歳出額に想定外の過不足が生じた場合の取り扱いは、双方協議により協定に定めることとします。

(4)留意事項

ア 指定管理料の変更

市の求めに応じ指定管理者が実施する業務を変更した場合及び物価水準（燃料費や光熱水費）の変動など社会経済情勢の変動により指定管理料を見直す必要があると認められる場合を除き、原則として変更しません。

イ 修繕について

- ・指定管理料に次の指定修繕料を含めることとし、これを超える場合は事前に市と協議し、その後の処理を決定するものとし、
- ・指定管理者が実施する修繕の範囲は、次のとおりとし、1件30万円を超える修繕は、事前に市と協議するものとし、

区分	修繕の範囲	指定修繕料(上限額)
小規模修繕 (突発的な修繕)	施設の劣化した部分、低下した機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させるもので1件30万円未満の修繕	各年度 2,066千円
計画的な修繕	1件100万円未満の修繕	※追加措置とします。

- ・1件100万円以上の大規模修繕及び計画的な修繕については、事前に指定管理者と協議のうえ、市が執行することとします。
- ・修繕料について不用額が生じた場合は、市の指定する期日までに返納するものとし、業務収支計画書の修繕料の欄は、2,066千円と記載すること。

[参考]過去3年間の修繕の実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4件	9件	21件
支出額	159千円	629千円	844千円
主な修繕内容	1階通路壁コーナーガード設置、女子トイレ内戸フック増設、サイン変更、カウンター壁面クロス張替	エレベーター修理、空調修理	LEDダウンライト交換

ウ 人件費について

- ・人件費については、指定管理料に含むものとし、

エ 備品購入について

- ・公の施設の備品（黒部市会計規則（平成18年黒部市規則第33号）第80条第2項に規定する備品をいう。）については、原則として、市が購入することとします。
- ・指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時においては、指定管理条例第10条の規定に基づいて原状に回

復する必要があります。

- ・指定管理者は、市に帰属する備品について、取得及び廃棄等の異動をする場合は、事前に市と協議することとします。

オ 保険加入について

現在、市及び指定管理者が加入している保険は次のとおりです。

市の出資法人や公共的団体が指定管理者となる場合に市が引き続き被保険者となり、指定管理者が民間事業者の場合には対象とならない保険がありますので、当該民間事業者が指定管理者となる場合は、損害賠償時に対応できるよう、原則として現在市が加入している保険と同等以上の保険に加入することとし、応募に際しては、業務収支計画書に加入予定の保険料の金額を明記してください。

なお、選定の際に、民間事業者の加入する保険料の加算によって、保険料の支払いが不要な出資法人等との間に不利益が生じないように配慮します。

- ・建物総合損害保険：令和6年4月以降も市で継続加入
- ・賠償責任保険：出資法人及び公共的団体の場合、令和6年4月以降も市で継続加入しますが、民間事業者の場合は指定管理者で加入
てん補限度額（法律上の賠償責任が生じるもの）

身体賠償	1人につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

カ 租税公課について

- ・指定管理者は原則として法人税及び法人市・県民税等の課税対象となることから、納税の義務が発生する場合は適切に対応してください(詳しくは、税務署、富山県総合県税事務所、黒部市税務課へお問い合わせください。)

キ 自動販売機の管理について

- ・施設内の自動販売機については、市が設置するものとします。
- ・自動販売機設置にかかる責任は市が負いますが、日常的に必要な管理業務については、指定管理料とは別に委託することとします。

ク サイネージ及びWi-Fi環境のシステム管理について

- ・サイネージシステム及びWi-Fi環境の管理は市が行いますが、不具合を発見した場合は、速やかに市へ連絡するものとします。

ケ 富山地方鉄道株式会社で設置したものの管理について

(地鉄新黒部駅広場待合所)

- ・富山地方鉄道株式会社で設置した券売機及び誘導案内等にかかる責任については、同社が負います。また、日常的に必要な管理業務についても、同社が行うこととします。

コ 観光案内所の業務について

- ・観光案内所の業務については、当観光案内所が黒部市のみならず、県東部・新川観光圏の玄関口となっていることから、近隣自治体及び観光関連事業者と連携を図りながら県全体（特に県東部）の案内ができる体制としてください。

サ 燃料費・光熱水費について

- ・市が行う脱炭素の取組により生じた燃料費・光熱水費の余剰金は、精算協議の対象とします。

6 利用料金制度

下記施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用します。

A 黒部市地域観光ギャラリー

地域観光ギャラリー条例第 20 条に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

B 黒部市ふれあいプラザ

プラザ条例第 12 条の別表に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

C 黒部市黒部宇奈月温泉駅西連絡通路

連絡通路条例第 8 条の別表に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容		負担者	
		市	指定管理者
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	利用承認、承認の取消し		○
	目的外使用許可	○	
施設内設備、備品の維持管理			○
周辺住民、利用者等からの苦情・要望等対応		協議事項	
施設の修繕	小規模修繕		○
	大規模修繕	○	
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		○	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク		○	
物価・金利変動に伴う経費の増加			○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う経費の増加		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	上記以外の変更		○

支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）			○
施設保険（火災・建物共済等）		○	
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）			○

8 報告書の提出

(1) 定期報告書（月報）

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出していただきます。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）

指定管理者は、指定管理条例第6条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

9 指定管理者による自主事業の提案

指定管理業務仕様書に記載された業務以外のほか、駅周辺施設の賑わい創出のための自主事業を提案してください。指定管理者選定の審査の対象とします。次の事項に留意のうえ、（様式第2号の3）「自主事業の内容」に記載してください。

- ①内容が公の施設の設置目的に合致するものであること。
- ②実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ③収支計画上、市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ④参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ⑤自主事業を行う場合においても、施設の利用にかかる収入は利用料金収入として計上すること。

※自主事業に係る経費について、提案内容を審査のうえ、市が別途、経費の対応を検討するものとします。

10 事業評価

- ・指定管理者は、公の施設の管理運営によって市民の満足度向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート等による事業評価を行います。
- ・指定管理者には、市民の満足度向上等に向けた客観的な評価や検証を行うための目標指標の提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果や目標指数の達成状況については、事業報告書に記載していただきます。

11 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、指定管理条例第7条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をする場合があります。

12 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記11の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は指定管理条例第9条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

Ⅲ 応募・選定に関する事項

1 募集

(1) 募集要項の配付期間

令和5年9月11日(月)～令和5年10月10日(火)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(2) 配付場所

黒部市産業経済部商工観光課観光戦略係

〒938-8555 黒部市三日市1301番地

電話：0765-54-2111(内線2312) F A X：0765-54-2607

2 申請方法

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

①指定申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第2号の1～4)

③事業計画書 補足資料(様式第2号の5)

④代表者等名簿(様式第3号)

⑤誓約書(様式第4号)

⑥定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則等)

⑦法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

⑧申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)

⑨申請日に属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

⑩法人にあつては当該法人の、法人格のない団体にあつては当該団体の代表者の納税証明書

(2) 提出部数

片面印刷で正本1部、副本(写し)1部

(3) 申請先及び申請方法

次の提出先に持参いただくか、郵便書留により送付してください。

なお、電子メール、F A Xでの申請は認めません。

(提出先) 黒部市産業経済部商工観光課観光戦略係

〒938-8555 黒部市三日市1301番地

(4) 提出期間

・令和5年9月11日(月)から令和5年10月10日(火)午後5時15分まで

・郵送の場合は、郵便書留により最終日の午後5時15分までに必着

(5) 留意事項

- ・提出期限終了後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は黒部市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

3 質疑応答

(1) 質問・回答方法

- ・質疑がある場合は、質問書（様式第5号）に記載のうえ、FAX又は電子メールで提出ください。

(2) 質問受付期間 令和5年9月11日（月）～令和5年9月22日（金）

(3) 質問への回答日 令和5年9月29日（金）又は随時行います。

4 説明会の開催

- ・日時 随時、応募者の要望に応じて行います。
- ・場所 黒部市役所

※ 説明会を希望される団体は、末尾記載の問い合わせ先までご連絡ください。

5 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ・選定は、指定管理者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行うものとします。
- ・審査は10月下旬に非公開で行う予定です。

(2) 審査基準

審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を決定します。

	選定項目	配点
1	施設の設置目的の達成に関する取組み	45
2	効率性の向上に関する取組み	35
3	公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	20
	合計	100

(3) 審査結果

審査の結果については、通知するとともに、公開します。

IV 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

決定した指定管理候補者については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

(1) 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ・管理業務の範囲
- ・管理の基準
- ・権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ・指定管理料の支払方法
- ・事業計画及び事業報告
- ・市と指定管理者の責任分担
- ・指定の取消し及び管理業務の停止
- ・原状回復義務
- ・損害賠償義務
- ・個人情報の保護
- ・情報公開
- ・その他

(2) 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ・当該年度の管理業務の内容
- ・当該年度の指定管理料
- ・その他

V その他

1 スケジュール

令和5年	9月11日(月)	募集要項等の公表
	9月11日(月)～10月10日(火)	募集要項等の配付、申請受付
	9月11日(月)～9月22日(金)	質問の受付
	9月29日(金)	質問の回答
	10月10日(火)	申請書提出期限
	10月下旬	選定委員会による選定 (指定管理候補者の決定)
	12月市議会 議決以降	指定管理者指定の議決 指定管理者の指定、告示 指定管理者との協定書の締結
令和6年	4月1日(月)	指定管理者による管理開始

2 配付資料

- ① 各施設条例及び同条例施行規則
- ② 指定管理業務仕様書
- ③ 指定申請様式
- ④ 施設配置図

<問い合わせ先>

黒部市産業振興部商工観光課観光戦略係

(事務担当：徳永、下村)

電話：0765-54-2111 (内線 2312) F A X : 0765-54-2607

Eメールアドレス：syoukoukankou@city.kurobe.lg.jp

(別表1)

■管理運営費実績

□収支

(単位：千円)

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
大科目	中科目	小科目	決算額	決算額	予算額	
●収入			40,170	43,343	48,032	
指定管理料			34,056	35,194	41,035	
利用料金			3,356	6,596	5,732	
その他料金			1,258	1,553	1,265	
その他			1,500	2,215		
●支出			40,420	43,343	48,032	
施設管理 運営費		賃金	7,905	8,746	9,177	
		旅費交通費				
		通信運搬費	243	217		
		消耗品費	640	443	1,065	
		印刷製本費				
		燃料費				
		修繕料	629	844	752	
		光熱水費	10,881	13,226	17,296	
		賃借料	162	162		
		手数料				
		広報費				
		食糧費				
		保険料				
		租税公課	1,056	780	1,056	
		負担金				
		委託料	18,904	18,925	18,686	

□利用料金収入(内訳)

(単位：千円)

区分	R3 決算額	R4 決算額	R5 予算額	摘要
ギャラリー利用料金	3,038	6,279	5,350	
ギャラリーその他収入	1,259	1,553	1,265	
その他施設収入	317	317	382	

(別表2)

■地域観光ギャラリー主な備品一覧

	品名	規格型式	数量	取得年月日	備考
1	事務用回転椅子 EAZA	CR-G182F6CGEQ5-W	3	H27.2	
2	事務用回転椅子 EAZA (肘付)	CR-G183F6CGEQ5-W	6	H27.2	
3	会議椅子	CK-745F 4 VR24	4	H27.2	
4	会議椅子 AMOS 背座樹脂	CK-870PAW-D	6	H27.2	
5	ミーティングテーブル JUTO 4本角脚	MT-JTK157SAWMAW	1	H27.2	
6	フレーム型ステンレス傘たて	US-G40NN	1	H27.2	
7	脚立	SP-EFA-08	1	H27.2	
8	デスク ワークヴィ スタ 独立テーブル	SD-VD3012PKSAWPAWN	1	H27.2	
9	デスク	XHD-M127S-D-PWW	2	H27.2	
10	デスク用足元棚	XD-FT127S	2	H27.2	
11	6人用ロッカー	S-76-W 肘付	3	H27.2	
12	卓上パンフレットス タンド	No. 310	2	H27.2	
13	パンフレットスタン ド	ZR-PS313 (3列5段)	4	H27.2	
14	冷蔵アイランドショ ーケース	用途：精肉鮮魚、日配、惣菜 など 寸法：幅 1,800、奥行 900、 高さ 790	1	H27.2	
15	冷蔵セミ多段ショー ケース	用途：日配、乳製品、米飯な ど 寸法：幅 1,829、奥行 880、 高さ 1,350	1	H27.2	
16	ドリンクショーケー ス 6尺	用途：ドリンク (冷) 寸法：幅 1,790、奥行 650、 高さ 1,900	1	H27.2	
17	同上スライド棚	6段	6	H27.2	
18	冷温ケース 3尺	用途：ドリンク (温冷) 寸法：幅 890、奥行 650、高 さ 1,900+110	1	H27.2	
19	冷蔵多段型ショーケ ース 6尺	用途：精肉鮮魚など 寸法：幅 1,829、奥行 880、 高さ 1,930	1	H27.2	
20	同上左側板	1台	1	H27.2	

21	冷凍多段型ショーケース 6 尺	用途：冷凍食品（昆布・干物など） 寸法：幅 1,829、奥行 880、高さ 1,930	1	H27.2	
22	同上中間側板	2 式	2	H27.2	
23	冷凍平型ショーケース 5 尺	用途：冷凍食品（アイスなど） 寸法：幅 1,829、奥行 880、高さ 930	1	H27.2	
24	同上右側板	1 式	1	H27.2	
25	リーチイン冷蔵ショーケース （ストック兼用）	用途：ストック兼用 寸法：幅 1,800、奥行 640+35、高さ 1,900	1	H27.2	
26	冷凍機 1 冷蔵ケース用	室外機	1	H27.2	
27	冷凍機 2 冷蔵ケース用	室外機	1	H27.2	
28	テーブル	W700 CHERRY ラスティ	2	H27.8	
29	アームチェア	CHERRY ラスティ	8	H27.8	
30	テーブル	W600 マドリール シルバー	2	H27.8	
31	アルミチェア	CHERRY アーム 2 型	8	H27.8	
32	壁掛け式イラストマップ	ヨシダ印刷（株）製作	1	H27.2	
33	可動式屋外サイン	H1400×W470×D200	1	H27.2	
34	電話主装置（交換機）	OKI CrosCore-M	1	H27.2	
35	多機能電話機	OKI	5	H27.2	

■ふれあいプラザ主な備品一覧

	品名	規格型式	数量	取得年月日	備考
1	4人掛け長椅子		6	H27.3	待合室
2	サイネージ		1	H27.3	待合室
3	壁掛時計		1	H27.3	待合室
4	パンフレットスタンド		1	H27.3	待合室
5	拡声装置 1 式		1	H27.3	イベントスペース
6	スピーカー壁掛式		2	H27.3	イベントスペース
7	スピーカースタンド式		2	H27.3	倉庫
8	プロジェクター		1	H27.3	倉庫
9	ワイヤレスマイクハンド型		1	H27.3	倉庫
10	有線マイクハンド型		1	H27.3	倉庫
11	ワイヤレスマイクペンダント型		1	H27.3	倉庫
12	マイクスタンド床上型		1	H27.3	倉庫
13	30mホース		1	H27.3	倉庫
14	ドラム式延長コード		1	H27.3	倉庫

15	パネル		17	H27.3	倉庫
16	パネルスタンド		16	H27.3	倉庫
17	パイプ椅子		3	H27.3	倉庫
18	テーブル		3	H27.3	イベントスペース
19	椅子		12	H27.3	イベントスペース

■連絡通路主な備品一覧

	品名	規格型式	数量	取得年月日	備考
1	ベンチ		2	H27.3	休憩所
2	時計		1	H27.3	広場
3	蓄圧式噴霧器		1		南側物置
4	スノースイーパー		2		南側物置
5	スノースコップ		1		南側物置
6	ラウンドアップ 500ml		1		南側物置
7	防風雪シート 厚手 短		1	H29.11	北側物置
8	防風雪シート 厚手 長		1	H29.11	北側物置
9	ビニールシート 薄手 長		1		北側物置
10	スノースコップ		3		北側物置
11	竹ぼうき (シュロタイプ)		4		北側物置
12	スイーパー		4		北側物置
13	デッキブラシ		2		北側物置

■交通広場主な備品一覧

	品名	規格型式	数量	取得年月日	備考
1	円形シェルターシートスクリーン 1式		1	H25.8	駅東口広場
2	水景施設機械設備 (ポンプ)		1	H26.3	駅東口広場
3	EVステーション (急速充電器)		1	H26.9	地鉄新黒部駅広場
4	トロッコ電車		1	H26.11	地鉄新黒部駅広場
5	2人掛け椅子		4	H27.3	地鉄新黒部駅広場 待合所
6	サイネージ		1	H27.3	地鉄新黒部駅広場 待合所
7	パンフレットスタンド		1	H27.3	地鉄新黒部駅広場 待合所
8	フロアマット		2	H27.3	地鉄新黒部駅広場 待合所

(別表 3)

■施設の利用者数

地域観光ギャラリー

① 令和 3 年度実績

区分	件数	人数	摘要
来館者数	-	112,490	
観光案内者数	-	15,636	

② 令和 4 年度実績

区分	件数	人数	摘要
来館者数	-	159,601	
観光案内者数	-	19,768	

③ 令和 5 年度実績

区分	件数	人数	摘要
来館者数	-	200,000	
観光案内者数	-	20,000	

ふれあいプラザ

① 令和 3 年度実績

区分	件数	人数	摘要
イベントスペース	2 件	500 人	2 日

② 令和 4 年度実績

区分	件数	人数	摘要
イベントスペース	1 件	1,500 人	1 日

③ 令和 5 年度計画

区分	件数	人数	摘要
イベントスペース	3 件	1,000 人	5 日

連絡通路

① 令和 3 年度実績

区分	件数	人数	摘要
広告掲示板	8 件	8 社	

② 令和 4 年度計画

区分	件数	人数	摘要
広告掲示板	8 件	8 社	

③ 令和 5 年度計画

区分	件数	人数	摘要
広告掲示板	8 件	8 社	

(別表 4)

■施設従事者の想定

雇用形態	人数	主な職務内容	勤務時間	備考
正規職員	1人	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理運営総括 施設管理 安全管理 施設利用の受付及び調整 利用者対応 一般事務（経理） 渉外業務 	8:30～17:30 8時間 週2休	・防火管理者
正規職員	1人	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内業務総括 観光案内業務 宿泊予約等の観光局への取次 利用者対応 一般事務（経理、庶務） 	9:00～18:00 8時間 週2休	
パート職員	1人	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内業務 宿泊予約等の観光局への取次 利用者対応 	8:00～17:00 または 10:00～19:00 8時間	休憩1時間
パート職員	1人	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内業務 宿泊予約等の観光局への取次 利用者対応 	8:00～12:00 または 15:00～19:00 4時間	
パート職員	4人	<ul style="list-style-type: none"> 日常清掃業務 (ギャラリー、プラザ、駅西通路、地鉄新黒部駅) 	9:00～13:00 または 13:00～17:00 4時間	

※ これは現状の人員配置を示したものであり、管理運営の人員体制は、現状レベル以上の機能が確保できればこの人員配置にこだわりません。